

令和6年能登半島地震についての会長談話

本年1月1日、石川県能登地方を震源とする最大震度7の地震が発生しました。

上記地震とそれに伴う津波、建物倒壊、火災等により、命を失われた方や負傷された方が多数にのぼり、住居の損壊や、断水、停電、道路の寸断などライフラインにも深刻な被害が生じています。亡くなられた方々には、謹んで哀悼の意を表するとともに、避難生活を余儀なくされている方をはじめ被災者の皆様に、心からのお見舞いを申し上げます。現在、厳しい環境におかれている被災者の皆様の救援、生活支援が早急になされ、インフラの復旧などが進められ、被災地が1日も早く復興することを願ってやみません。

当会においても、これまでの災害、特に、阪神・淡路大震災の経験や東日本大震災における相談員派遣、熊本地震の際の電話相談担当等で培ってきた経験を生かし、被災者の皆様や被災地弁護士会の要望を踏まえ、日本弁護士連合会、近畿弁護士会連合会及び日本司法支援センター(法テラス)をはじめとした関係諸機関と連携し、被災者の皆様の被害回復と権利保護のために、被災地への法的支援に力を尽くして参る所存です。

2024年(令和6年)1月9日

大阪弁護士会

会長 三木 秀夫